

草津市内の温浴施設における 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策

令和2年6月9日
草津市長寿いきがい課

草津市内の温浴施設（長寿の郷ロクハ荘およびなごみの郷）の臨時休館を解除するにあたり、下記の対処方針やガイドライン等を参考に、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に努めていただくようお願いいたします。

【対処方針等】

- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症本部 決定 5月25日変更）
- ・「新しい生活様式の実践例」（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議 5月4日）
- ・「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」（公益社団法人全国公民館連合会作成）
- ・「サウナ・スパ関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（公益社団法人日本サウナ・スパ協会作成）
- ・「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」（全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会、日本旅館協会、全日本シティホテル連盟作成）
- ・内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室長事務連絡（5月14日・25日）
- ・「草津市新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」（草津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 5月26日） 等

※変更があった場合は最新のものを参考にしてください。

1. 対象施設

草津市立長寿の郷ロクハ荘 / 草津市立なごみの郷

2. 期間

令和2年6月16日以降 必要に応じて

3. 実施内容

- ① 基本的事項の実践
- ② 施設における感染症拡大防止対策の徹底
- ③ 自主事業等への対応

① 基本的事項の実践

▼「新しい生活様式の実践例」のうち温浴施設にかかる事項の実践

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- ・身体的距離の確保（できるだけ2m、最低1m空ける）

- ・会話する際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・外出時、屋内にいるときや会話するときは、症状がなくてもマスクを着用
- (2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式
- ・まめに手洗い・手指消毒 ・咳エチケットの徹底 ・こまめに換気
- ・「3密」の回避（密集、密接、密閉） ・毎朝に体温測定、健康チェック

② 施設における感染症拡大防止対策の徹底

- ▼「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」
- ▼「サウナ・スパ関連施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」
- ▼「宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン」
- ▼「草津市新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン」

○施設管理

- ・入口等で来館者に対する検温および聞き取りを実施し、37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）がある方、咳などの症状のある方および濃厚接触者として経過観察期間に該当する方の入館を断る。
- ・来館者および屋外イベント参加者の住所、氏名、電話番号を記入してもらい、日毎にファイリングする。
- ・来館者には退館まで（飲食時、脱衣室および浴室を除く）原則マスクを着用してもらう（子どもは可能な限り）。ただし、マスクを忘れた利用者向けに簡易マスクの作成案内や、マスク販売（代金については実費を超えないこと）等を行う。
- ・適切な換気を行う。（例：ロビー・事務室・通路は常時換気。未使用の各部屋も常時喚起 等）
- ・来館者の温浴券売機の利用中止。（例：係員が券売機を操作する、現金の取り扱いはトレーを使用する 等）
- ・浴室の入場制限を行う。（例：脱衣カゴおよび洗い場のイスを間引く、サウナの使用禁止 等）
- ・浴室を含め、こまめな見回りを行う。
- ・軽食コーナーの調理器具、食器、テーブル、イス等は消毒を徹底し、利用の都度、備品等を消毒する。
- ・軽食コーナーの調理者は、体調管理、マスクの着用、手指消毒を徹底する。
- ・飲み物の回し飲みは控えるよう要請する。
- ・トイレでは蓋を閉めて汚物を流すよう表示し、ハンドドライヤーは使用しない（手拭き用の紙を置くなどする）。
- ・他者との共有物品やドアノブなど不特定多数が触れる場所を最低限にする工夫を行う。（例：ドア・窓の開放 等）
- ・定期的な清掃、消毒を行う。（例：ドアノブ・スイッチ・椅子・机・備品・自動販売機の消毒 等）

- ・適切な手指の消毒や手洗いが行える環境を整える。(例：入口等に消毒液の設置 等)
- ・施設の清掃等にあたっては、マスクや手袋の着用、手洗いを適切に行う。
- ・人同士の接触を避ける、対人距離を確保する（できるだけ2 m、最低1 m空ける）、対面を避ける等の対応を行う。
(例：大広間等は利用できる席を明示する。他の部屋は使用可能人数を提示する 等)
(例：各部屋の椅子を間引く、椅子は1つ空けて座るようマーキング 等)
(例：入口やトイレ、券売窓口での床へのマーキング 等)
- ・窓口等の対面する場には、ビニールカーテン等を設置する。
- ・職員の体調確認を行い、体調不良の場合は出勤を停止する。
- ・施設利用後は可能な限り速やかに退館してもらう（ロビー等に滞留しない）など、滞在時間の制限に協力を求める。(例：テレビ・新聞の撤去 等)
- ・施設で実施する感染症拡大防止対策について、ホームページや館内掲示物、窓口のチラシ、説明等にて周知を行う。

○貸館対応

- ・軽音楽室や軽運動室等の貸館については、感染防止の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは利用禁止とし、随時状況を見ながら、原則月ごとに判断していく。
- ・マッサージ機や囲碁、将棋等の利用についても、上記と同様とする。
 - 今後貸館を可とした場合
 - ・必要に応じてチェックリストを作成し、利用者に渡す。(提出までは求めない)
 - ・備品利用後は消毒を行う。
 - ・各部屋の利用については、収容定員の半分程度の人数までとする。
 - ・感染症対策が不十分な場合は注意を行い、利用の途中から、または次回以降は守ってもらうよう促す。ただし、以降も改善が見られない場合は、条例に基づき利用制限（利用禁止期間を設ける等）を行う。

③ 自主事業等への対応（指定管理者における事業）

- ・屋内で実施するイベントについては、各部屋の収容定員の半分程度の人数を定員とし、屋外で実施できるものについては屋外実施を検討すること。
- ・屋外で実施するイベントについては、十分な間隔（できれば2 m）を取れる人数を定数とすること。
- ・夏季期間中のイベントは、換気励行やマスク着用により熱中症リスクが高まることを想定し、実施判断に特に慎重を期すること。
- ・大声での発声、歌唱や声援または近接した距離での会話等が想定されるイベントについては、感染防止の徹底等により一定の安全性が確保されると考えられるまでは禁止とし、随時状況を見ながら、原則月ごとに判断していく。

- ・自主事業を実施する場合は、上記の貸館対応や草津市感染症拡大防止ガイドラインに定める対策を取った上で、実施すること。